

## 随意契約理由書

1 工 事 名	稲荷山トンネル換気設備補修工事（30-京管）
2 業 者 名	パナソニック環境エンジニアリング株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、稲荷山トンネル十条換気所に設置されている予備排風機について、動作点検を定期的に行うことができるよう、ダクトと接続するとともに、換気自動制御装置のソフト改造及び各種部品の交換等を行う工事である。</p> <p>本工事を実施するに当たっては、本件予備排風機の特長や構造を十分に熟知し、新しい設備を付加しても排風能力が維持されること、本件換気自動制御装置のソフトを十分に理解し、機能付加及び改造を実施しても、通常換気運転や火災時排煙運転に支障を及ぼさないことが求められる。</p> <p>パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、稲荷山トンネルの建設時に排風機や補機及び換気制御システムに関する機器製作及び現場施工を一括して受注し履行した業者であり、本件予備排風機の特長や本件換気自動制御装置のソフトを熟知している唯一の者であることから、排風機の能力維持、通常換気運転や火災時排煙運転に支障をきたすことなく工事を実施可能な者は、同社において他にない。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定に基づき同社と随意契約する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	